3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年10月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪南土建株式会社　前西　邦康　大阪府泉南市幡代１―32―10　国土交通大臣許可（特―23）第21008号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コンクリート診断センター　安部　俊彦　大阪府大阪市中央区常盤町２―３―14　国土交通大臣許可（特―22）第23761号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　積水ホームテクノ株式会社　森　　繁夫　大阪府大阪市淀川区宮原３―４―30　国土交通大臣許可（般―24）第8788号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三東工業社　奥田　克実　滋賀県甲賀市信楽町江田610　国土交通大臣許可（特―22）第9082号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックホームエンジニアリング株式会社　福島　　勇　大阪府大阪市中央区城見２―１―３　国土交通大臣許可（般―23）第15595号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アレス　渡部日出男　大阪府大阪市中央区高麗橋２―２―５　国土交通大臣許可（特―24）第24600号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社長村組　北中　孝幸　京都府京都市中京区西ノ京中保町64　国土交通大臣許可（特―19）第2382号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年２月 12 日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年11月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジェイ・イ・テー　杉山三千穂　京都府京都市右京区西京極徳大寺団子田町23―37　国土交通大臣許可（般―21）第23193号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。